

## ローマ規程枠組みにおける人権

アドリアン・フルフォード  
谷口洋幸 訳

1 歴史上の実利主義者らは待望された国際刑事裁判所 (ICC) の設置へと導いた構造的な過程を認識し、容易に理解することであろうと、私は確信する。この計画の背後には増え続ける原動力があり、前世紀の数々の戦争と残虐行為によって強化され、そのような出来事によって戦争犯罪、人道に対する罪、ジェノサイド、侵略戦争についての管轄権をもつ世界法廷の創設、一般的に絶対的に必要なものと認識されるようになった。

2 ステファン・セドリー裁判官 (イギリス控訴院裁判官の 1 人) がこの裁判所と関連問題に関する卓越した論文の中で憂慮をもって指摘しているように、20 世紀は人間の歴史の中で最も血塗られた世紀であった。1 億 8 千 7 百万人もの人々が戦争によって命を落としたと推定されている。21 世紀はまだはじまったばかりであるが、それを超える可能性がある。われわれ人間が、ステファン・セドリーが来る 100 年の間にどん底へのレースと生き生きと描写した状況へと突き進むかどうかは、時間と時流のみぞ知るところである。弁護士として、そして最近では裁判官として、興味深くまたとても心躍されるのは、世界中の殺戮や人権侵害に対する嘆かましい欲求の飽くなき実例にもかかわらず、20 世紀を通して、国家の名のもとで行われ、またほとんどまったく法的な手続の手の届かないものと見なされてきたこの種の犯罪について個人の責任を容認し、かつそのような責任に対して公平な裁判所により法執行がなされることに向けた近年の制度的な転換が存在することである。

3 恐るべき犯罪について責任のある国家元首やその部下たちは、自国の裁判所において裁かれる—無論そんなことはほとんど起こらないが—以外には、歴史的に訴追と処罰を免除されるものとみなされてきた。私があえて期待するのは、そう遠くない将来の段階で、この種の悪名高き免除が無くなるとはいえ

ないまでも、われわれは少なくともこれが生じる回数が大幅に減っていくと十分自信をもって言える。

4 過去50年における国際法の重要な転換のひとつは、重大な国際犯罪の実行者には安息の地が与えられてはならないことが、政治家たちによって実際に、世界の半数の国によってますます承認されるようになったことである。すなわち政治権力は訴追からの生涯にわたる免除をもたらすものではなく、また、われわれは過去、現在そして未来に対して、その者がどこにしようとも、そして誰であろうとも、最も凶悪な犯罪で告発された者を非難責任を負っている。チリのアウグスト・ピノチェト上院議員（元大統領）は、ロンドンへの旅行中に、殺人と拷問の容疑でマドリードの中央刑事裁判所から発付された国際令状にもとづいて1998年10月17日に逮捕された時、この状況変化を特筆すべきかつ忘れ得ない方法で経験したのである。

5 ピノチェト事件やICC自身の中にある真の精神、すなわち理論上の「黒幕」は普遍的管轄権の概念である。すなわち、それがどこで誰によって、または誰に対して実行されたかにかかわらず、特定の重大犯罪を審理するために、国家に国際慣習法上与えられている権限である。

6 この新しい裁判所の歴史を確認してきたが、なぜICCが生き残り、成功しなければならないかを了解するために決定的に重要な意味をもつのは、その背景である。重要な出来事だけに焦点を絞ってみると、第1次世界大戦の結果として、連合国は1919年に「戦争実行者の責任と刑罰の執行に関する委員会」を設立した。その委員会の多数派は戦争法や人道法への違反が認定されたすべての敵に対して刑事管轄権をもつ裁判所の設置を支持した。残念なことに、これは理想にとどまった。

7 次に、第2次世界大戦後に設立された裁判所がいくつかあった。それらの裁判所は設立当初から猛裂な批判をうけた。それらの裁判所は、とりわけ個別の戦争を取り扱い、そして特定の被告人のみを審理するために急いで裁判所を創設することが、さまざまな問題と困難への対処法であるという事実にもとづいて設立された。さらに、正義へのこのアプローチは、裁判所や審理が勝者の正義と戦争の遡及的な犯罪化の外観を呈しているもの—それは実際におそらく現実なのだが—ことを意味していた。

8 第二次世界大戦の出来事は、1948年のジェノサイド条約の採択へと繋がりが、総会は国際法委員会に対してジェノサイドを取り扱う国際裁判所の望ましさと可能性について報告することを要請した。1950年に委員会は、そのような

裁判所は望ましくかつ可能であるとの報告を行い、委員会がその設置に向けた提案の準備をするために設立された。

9 「侵略」の定義をめぐる現在も続いている問題を理由として、長年にわたる常設裁判所の可能性の検討にもかかわらず、薬物の非合法取引に対する管轄権をもつ国際裁判所の設置についてトリニダード・トバゴ政府が国連事務総長に書簡を送付した後、1989年12月になってはじめて、国際法委員会の作業の再開が指示されたのであった。

10 それ以来、各国内の紛争において犯されたとされる残虐行為を取り扱う旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所 (ICTY) とルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR) の創設によって、実質的な推進力が提供されてきた。総会は実行可能な ICC 規程の起草に優先順位をおき、1994年にはこれが公表され、国際裁判所設置準備委員会におけるきわめて生産的な作業における長い交渉へと繋がった。緊迫した大規模かつ劇的なローマにおける議論の後、1998年7月17日に国際刑事裁判所規程が署名された。120か国が条約に賛成票を投じ、7か国が反対 (米国、中国、リビア、イスラエルを含む)、21か国が棄権した。今日まで100か国を優に超える国家がローマ規程を批准しており、直近に仲間入りしたのが、ここで喜んでお話できることであるが、ここ日本である。

11 私はこの歴史が相当な重要性をもつものと考えている。その歴史は、この計画が、十分に意図された結果ではなく、十分検証されなかった、たとえ悲惨なものだとしても、一時的な出来事への反応であることを物語る。にもかかわらず国際刑事裁判所の必要性が繰り返し支持された長いプロセスの帰結であり、多数の諸国の一部による綿密な計画、議論、妥協そして最終的合意へと至った。この裁判所は、特定の悲劇を取り扱う新たな裁判所の設置に伴う費用や遅延なく、最悪の国際的な出来事が現に、また将来的に発生する際に、そのような出来事迅速で効果的かつ公正に取り扱うことができるような常設組織の明白な必要性を理由に実現されたものである。

12 ところが現在はどうか。われわれは3つの事例を扱うことにする。司法のリバイアサン—私はこれを明らかになることを望み、また明らかになると信じている—が目覚め始めた後に、私は非常に安心してこの講演をするために皆さんの前に現れたのである。つまり、公開法廷においてまったく不明確ではない言葉ですでに表現していることであるが、私は現在進行中の最初の審理が遅延していることについて、本心からの不満を隠すことなく述べたい。

13 トーマス・ルバンガ・ディロ (私が裁判長を務めている ICC 初の公判

の被告人)への逮捕状が2006年2月10日に発付された。彼はすでに拘留されていたため、2006年3月17日に迅速にコンゴ民主共和国から移送され、予審裁判部はそれからちょうど1年以内の2007年1月29日にその起訴事実を確認した。

14 それから18ヶ月が経過したが、不可避的かつ差し迫った問題は、なぜこの訴訟はまだ始められていないのかである。

15 私が裁判官としての視点からいえることは、怠惰なプロセスへと導いている次のような原因はである。それは5つの部分からなる。

16 第1に、裁判所は、被告人が公平な裁判を受けられるようにすなわち、召喚または提出され、そして被告人の不利に利用される証人や書類、その他の資料と接触する準備をするために、原則として完全に、審理の3ヶ月も前に、被告人がその証拠を入手する資格があると決定した。われわれの見解は、基本的かつ普遍的な公平の概念に依拠しており、被告人が調査し、分析し、対処するための十分な機会が確保されない事件には被告人は直面すべきではないというものである。コンゴ民主共和国のいくつかの地域における政情不安を考慮すると、私たちは証拠がいかに検討されたか、また短期間のうちにいかなる調査が実施されたのか見てとることができない。

17 2007年12月中旬までの、検察側証拠の完全な開示に関するわれわれの命令にもかかわらず、なぜ弁護人が比較的最近になってようやく彼らが対処することとなる証人たる人物について意識するようになったのかについて詳しく述べるつもりはない。しかしながら、証人、被害者そして無実の第三者の保護のために提供される時宜を得た適切な経過をたどることはこの問題の核心であり、われわれはこの訴訟準備の疑いなく重要な要素が効率的かつ時宜を得て取り扱われるかどうかに関心を払っている。これらの問題を考える際に、私が強調しておきたいと思うのは、裁判所の被害者・証人局(VWU)がわれわれの仕事の中で重要な役割を果たしており、この役割は、われわれの国内制度には匹敵するものがほとんどない。深刻な政情不安や暴力が証人、被害者、そして無実の第三者の生命を左右する国家における事件をICCが取り扱う際には、その者らがわれわれの刑事プロセスに関与するようになる場合、与えられている脅威の慎重な審査が肝要となる。これは時間を要し、かつ大きな労働力を要する作業となりうるものであり、審査のプロセスが完了し、保護措置が実施されるまでは人物特定が明らかにできない場合も多くある。将来的には、すなわち、おそらくは将来的な予算の面で、われわれは裁判所のこの機関の重大な役割を、より寛大に認めなければならないだろう。

18 したがって、一般的に、保護は単純な問題ではない。検察側と被害者・証人局は、この問題について著しく対立しており—なぜなら検察側は基本的に VWU が独自の判断を行使することなく自身の請求を実行するよう期待するが、他方で VWU は各請求を評価するための自立性の確保と侵害可能性と適切な保護についての独自の審査を行うことを望む—、われわれの裁判部は、アプローチの点において、予審裁判部のうちのひとつと争っている。第一審裁判部の裁判官は、VWU が被害者と証人に対する保護措置について自らの裁量を行使する権限を与えられるべきだと述べており、VWU が到達した決定に検察側が合意しない場合には、それ—すなわち検察側—は独自に、またはコンゴ民主共和国政府の協力のもとで代替的な保護措置を開始することができる。ある予審裁判官は、VWU がこの保護機能を実施できる裁判所内の唯一の機関であり、VWU が保護プログラムを証人に与えることを拒否したならば、裁判所によって他のいかなる解決も図られるべきではないと判断した。私は上訴裁判部が近い将来においてこの対立を解消してくれることを願っている。

19 5つの理由の2つめは、当然のことながら、これは新しい裁判所であり、したがってわれわれの踏みしめる一步一步は前人未踏の地の上である。われわれの内部に先例はない。われわれは一から自らの判例を作り上げている。われわれは、明文化された手続（ローマ規程、手続および証拠規則、および規則）の詳細（それは時折、期待よりもそれほど明らかでない）と適用について分析していかなければならない。すなわち、われわれの司法上の生活様式（modus vivendi）は、必然的に、一から創られるものである。そしてこれは一つの裁判所だけでできることではない。3つの異なる裁判部は、場合によって、われわれの仕事の重要な側面の多くに取り組まなければならない。予審裁判部と第一審裁判部は疑いなく重複する仕事をしており、そのことには上訴裁判部が注意を払うのも当然である（第一審裁判部は予審裁判部の決定に拘束されないため、第一審の段階で提起される争点の多くの本案は、必ずしも予審手続きのものと同じであることを要せず、事によると同じ主題に二度の判断がなされることになる）。すなわち、場合によって、11人の裁判官は、事件の決定において裁判所に影響を与えるような多くの同じ争点を異なる時に考えることとなる。司法上の礼譲により3つの裁判部は（それが適切な場合には常に）コンセンサスを希求しており、そうならない場合には、その違いを確定し、記述し、説明する。これは時間を要するものであり、これらのプロセスが必要とする時間を削減する方法があるのか、長い時間をかけて検討する必要がある。ま

た、この潜在的な反復性を是正しなければならない。しかしながら、まだ初期段階であり、進化と開発の途上にある。

20 この分野は、同時に2つの異なる方向を行き来している私にとって、個人的に高い関心を引き起こすものである。というのも、予備的な裁判所（治安判事裁判所と呼ばれる）において、告発人に対して検察側が起訴した実体はもはや捜査しないという意味において、イングランドとウェールズでは、われわれは予審段階を廃止する最終段階にある。これに対して、公判裁判所（刑事法院）は、請求があれば、最初の任務として、被告発人が応じるべき一応の証拠が存在するか否かの問題について審査することになっており、刑事法院は、事実審理の開始前において、不公正であることや検察のプロセスが不正であったとされる場合や、実質的な手続的瑕疵があった場合など、そもそも裁判をすべきではないという他の理由について検討することができる。したがって、イングランドとウェールズにおける現在の検討とは、（陪審員とともに管轄する）事件を審理する裁判官は、訴追事件の実体を実質的に調査する前に、裁判をする適切な根拠があるかどうかを決定するために十分に装備されているということである。

21 したがって、事件が第一審裁判部に移送される前に、異なる部において実質的な予審が実施される裁判所に加わることは、起訴事実が確認されるときと場合において、私にとって重大な関心をよぶのである。この2つのアプローチの長所と短所は、ICCにおいて事件がどのように展開されるかをみるのと同様に、来る数年間に大変興味深い議論を喚起しうるものである。もちろん、国内の機関や裁判所と国際のそれは、きわめて異なる力が作用しており、この2つのシステムを比較する際には慎重な注意が払われなければならない。しかし、私には面白い議論が生じてくるように思えてならない。

22 個人的な見解ではあるが、確かに予審裁判部はフィルターまたは門番として活動し、取り扱うべきでない事件を排除しているが、この作業が1つの部よりも2つの異なる裁判部によってなされるべきであるかどうか疑問がある。むしろ1つで足りるのではないか。実際、私は予審裁判部と第一審裁判部は統合されるべきだと個人的に確信している。上位機関である締約国総会の再検討会議は2010年に開催されるが、この問題に取り組む政治的意思があるかどうかを確認するには、それまで待たなければならない。そのことは、これまでに予審裁判部が達成してきた努力や困難な作業、見事な成果をいかなる方法でも弱体化されるものではない。その任務のもとで、予審裁判部は多くの挑戦に

耐えてきた。私の疑問は異なる。そもそもそれはそこにとどまるべきなのか。

23 第3に、被告は予審裁判部の起訴事実の確定に引き続いて、新しい弁護人を見つけなければならない。これは忘れられてはならず、その実現のためにわれわれは6ヶ月かそれ以上を失うことになる。メートル・フラメ (Maitre Flamme) 氏が退任し、われわれはメートル・マビレ (Maitre Mabille) 氏が弁護のバトンを引き継いだことをとても歓迎した。彼女の弁護団は弁護のために多量の証拠をもつことになり、私がすでに暗示したように、マビレ氏は巨大で問題の多い国において事件を調査するという、困難に直面しなければならなかったのである。

24 第4は、被害者の参加である。これはわれわれの裁判において必要不可欠の要素である。もちろん、それはローマ規程枠組みに組み込まれている。多くの国内の刑事司法システムには存在しないために多くの人々にはなじみのない概念であるものの、証拠をふるいにかけて審査するために、よく整備された専門的な法廷として、被告人に不公平な手続きにならない限りにおいて、われわれは恐れることなく被害者に対して事件に関与する機会を付与しなければならない。

25 参加の制度（このプロセスの実践的な現実）を確立した裁判所の初期の決定は、驚くことではないが、きわめてつじつまの合わないものであった。ローマで作業をした人々は、多くの問題に答えを出さないままであり、このため、われわれは一から多くのことを成さなければならない。被害者の訴訟への関与の範囲と状況についてもっともらしい複数の見解があるので、私は適切な過程を経て（しかしそう遠くない将来に）上訴裁判部が、この点について生きて作用されるところの司法上の上部構造について説明しうることを希望している。被害者の参加がわれわれの審理の形態・長さ・内容に影響を与えるとするならば、来るべき審理に重大な影響を与えると思われる被害者の問題について決定するための上訴を許可することが、上訴裁判部に認められなければならない。同時に、予審裁判部から上訴裁判部へと移行中の被害者に関連する事項があり、それは結合された上訴手続きが存在する現実の可能性でなければならない。

26 実際、これはとても難しい分野であり、このことについて規程もほとんど有益な指針を示していない。しかし、同規程は被害者の参加について、実施の条件の、指針を何ら提供しないままに、それを調整する広範な任務を裁判所に与えた。私はその任務を広く解釈したい。われわれは上訴裁判部からより限

定的なものが提起されるかどうかを確認するまで待たなければならない。この問題に関する意見の重要性、斬新性、そして際だった多様性を考えると、このことは必然的に実際的な遅延を引き起こすものであり、審理の開始時において被害者に対して冒頭陳述を行わせることを意図しているため、訴訟があるとすれば、この問題が解決されるまで手続きを開始することができない。

27 5番目の理由は最も深淵である。ICCの10周年記念に当たり、最初の訴訟にはいくつかの深刻な困難がある。実際、問題はかなり深刻なものであるため、正義という概念によって真に意味されるところを私は長く真剣に熟考させられることとなった。その熟考のプロセスは、ビンガム卿（イギリスの最も年配の裁判官）がある講演で指摘したように、プラトンの『国家』の時代やおそらくその以前から他の人々が関わってきたものである。その時代の中でも、いくつかの講演で引用されている、ある偉大な法律家と偉大な俳優の言葉に重要な確認事項をみつけた。まず俳優について。最近、第一審裁判部の裁判官の関心と呼んだピーター・ユスティノフが進言した次のような提案である。彼は言う。「不正義というものは、または不正義の危険までも、裁判所の恐れ多い周囲に、静寂な考慮と熟慮の時間とともに、全く不快なものとして永存している。」

28 そして2人目は、ウィリアム・ブラックストン卿（18世紀の法律家・教授）である。われわれのすべてが知っている彼のよく知られた原則すなわち、「一人の無実の人が犠牲になるよりは10人の罪人が逃亡する方が良い」である。

29 裁判所の10周年を間近にひかえ、裁判は裁判所のプロセスに関する濫用として事実審裁判官によって1ヶ月前に停止された。われわれが判決において明らかにしたように、この決定は（おそらく驚くほどのことではないが）大いなる不本意をもって受け取られ、その理由言い渡された文書の中でより十分かつ明確過ぎるほどに説明されている。関与している問題、あるいは結論へと至った状況について、この講演の中で述べることは全く適切ではないであろう。思うに、裁判官は、自らが関与している事件について報道機関に簡潔な説明も講演もするべきではない。しかし、もちろん、この判決の内容がどのようなものであったかの概略を示すことは正当である。公開された判決の文言から離れることなくこの問題について明らかにしていくことが求められる。

30 ただし最初に、イギリスの裁判官としてこの点についての見解がある。私にとって、刑事裁判の十分な証拠開示に対する卓越した要請は、連合王国のすべての裁判官のDNAに遺伝情報として書き込まれている。1980年代と1990

年代に上訴されてきたほとんどの重要な一連の事件について証拠開示が不幸にもなされていないことは、事件の潜在的な無実を証明するすべての資料を検討するための被告人の要請に対する現実的かつ全く適切な気配りを有していることを示している。

31 そこで判決に目を転じてみよう。この深遠な結論を導き出した先週には何が起こったのか。

32 判決において第一審裁判部が明らかにした見解によれば、54条3項a号は、明確に限定された状況において検察側は機密性のある根拠にもとづいて、書面や情報を受け取ることを可能とする規定である。この規定は、もし情報提供者が証拠開示に同意しない場合には、何が提供されていようともそれは決して日の目を見ないという結果を導く。それは永久に秘密に覆い隠されることとなる。この条文は「手続のいかなる段階においても、秘密を条件とし、かつ、新たな証拠を生むことのみを目的として検察官が取得した書類または情報を開示しないことを約束すること。ただし、情報を提供する人が同意する場合はこの限りでない」と規定する。われわれの決定は、規定に書かれているところを意味し、結論として、その範疇は明らかに限定的である。仮に、あくまでも仮に、情報が審理に利用されることを意図せずに、さらなる証拠を導くものとしてのみ意図されていた場合（暗に用いられうる場合）には、その情報や資料はそれらの合意にもとづいて提供されうるものであり、結果として「種の証拠」「先導する証拠」「踏み板の証拠」（そのいずれの表現が好まれようとも）は隠されたままになりうる。

33 しかしながら、この事件の検察側は、公開法廷において2つの決定的な要素から敗北を認めた。第一に、54条3項e号を全く異なる目的で援用した。要するに、審理において利用するための選択ができるように迅速に情報を獲得することが目的である、と。言い換えれば、証拠の踏み板としての潜在能力を無視し、代わりに手続きの中に直接導入する可能性のために54条3項e号のもとで潜在的に有罪となりうる証拠を獲得し、その結果として本件における証拠の全体量（訴追と弁護の両方）の約半数が秘密によって保護されることとなったのである。第二に、この範疇にある200を超える資料には、潜在的に無罪の証拠となるものや事件被告側に必要な証拠が含まれている。後者の「事件被告側に必要な」という表現は、「検察官は…被告側に、検察官が所持または管理している書籍、文書、写真その他の有形物で、かつ、被告側の準備に必要な資料の…閲覧を許可する」と規定する規則77条に由来している。

34 われわれはいかなる意味でも、自身の任務や関心をもつ情報提供者（国連など）を批判しないし、著しく不安定な領域での検察側による情報収集が困難であることを十分承知しているが、基本原則は決して侵されるべきでない。無罪の証拠に対して被告人に与えられる権利は、この規程や国際刑事法に明白に定着しており、情報提供者との合意によって、より特定のにはその合意が限定的に文章化された規程の深刻かつ広範な誤用を含む場合は、回避されるべきものではない。

35 裁判所が司法的に行動する能力もまた取り除かれてきた。今日われわれが利用可能な情報について、合意の文言が裁判官から満足のいく状態の現物のままで資料を閲覧するあらゆる可能性を取り払っており、さらには、かなりの資料について（現物であれその他のものであれ）まったく見ることができない。

36 検察側は、もし適用されたとしたら、われわれはそれが司法の基本機能の重要な側面を深刻に害しうるものを含むと考えるであろう、ひとつのアプローチを採用しようとしてきた。検察側は「原理的に」無罪の証拠となる資料と、そのような結果を「現実に」にもたらさないとされる資料を区別しようと試みた。われわれの見解では、そのような判断は裁判所のみ認められているものである。検察側の任務は規程に明確に記されているとおりである。第67条2項は次のようにいう。「検察官は、実行可能な限り速やかに、検察官が所持または管理する証拠のうち、被告人がみずからの無実を証明しもしくは証明する可能性がある信じ、または被告人の罪責を軽減すると信じ、もしくは検察側の証拠の信用性に影響しうる証拠を被告人に開示しなければならない。本項の適用に関して疑義がある場合は、本裁判所が決定しなければならない。」したがって、検察側が一旦その証拠がそういった影響をもつ、またはもつ可能性があると判断した場合（被告人の無実を示しまたは示す可能性があるなど）、その証拠を開示しなければならない。検察側は、無罪の証拠となる価値を潜在的にもっているような自己の所持する一連の情報を特定しても、検察側は次に、その見解にしたがえば、実際に被告人が有罪か無罪かについてわれわれの決定に実際に重要な影響を与えるような主張を試みた。これはわれわれが受け入れる準備のできていない主張であった。検察側ではなく、われわれが最終的な事実の認定者であり、その点において、これは裁判部の仕事である。さらには、その合意が被告側や裁判官を排除するように構成されているため（われわれは証拠開示に関する書面の合意において「裁判所の他の機関」に科された禁

止の中に含まれている)、われわれは検察側の主張の有効性について検査する機会を否定されていたのである。

37 相当な大言壮語を望むことなく、圧力がいかなるものであれ、迅速・明快・決定的な結論についていかなる要請をうけようとも、特定の原則はご都合主義に道を譲るべきではなく、システムの長期的な健全さは短期的利益よりも優先されなければならない。

38 われわれはこれがどのように展開していくか見守らなければならない。われわれは被告人の釈放を命じたが、事件全体（停止と釈放のわれわれの命令）は上訴裁判部へと上訴された。審理がなされようとなされまいと、検察側と情報提供者による証拠開示に関する態度の突発的な変化がない限り、それはその結論に依拠することとなろう。

39 したがって、現時点においては、これが最初の事件に関連してわれわれがいるところであり、それは最善の物語ではない。より一般的な問題に目を転じてみると、今日までの私の恵まれた特権は、ICCにおける事件の審問の独自手法を確立する過程に参画できていることである。裁判所規則の起草がその第一段階であり、司法上の基礎的な細則を書き記していくことが第二の段階である。裁判部の判例において、われわれは、アドホックの法廷における同様の決定に過度に依拠するのではなく、ローマ規程枠組みにある規程に可能な限り専念しようとしている。それは国際刑事法の発展に対するその深遠な貢献を無視または等閑視することではなく、われわれは独自の規律規定を認識しており、われわれの審理の状況は、旧ユーゴスラビアやルワンダ、シエラ・レオネで発生したような特定の出来事よりも多様で予想不可能であろう。

40 上訴裁判部と裁判部からの判例の全体的な推進力は、柔軟性のない凶解的なアプローチというよりむしろ、それぞれの事案や争訟事件においてなされなければならない事実に敏感な判決である。われわれは最近、偏見や公平さを同時に評価しながら、資料の関連性や証拠価値の直接的な評価によって導かれる個別アプローチを模索し、伝聞（というよりむしろ直接的な口頭の証拠ではない証拠）についての判決を下した。この審査とは別に、裁判所規程に見出されることとして、伝聞証拠と併存しうる証拠上の恐怖（実際にそれはイギリスであったが）から逃れようと、付帯状況と消滅しかけている宣言から開始し、2003年刑事裁判法の規定へと至った。

41 次に、将来について。これは暗い水晶玉をのぞき込むことも含んでいる。われわれは軍隊や警察権力をもたず、法廷に被告人を移送し、裁判所へ証

人を連れてくることについては国際社会に依存している。これは無力感をいだかせうるものであり、その感覚はわれわれの目前にある事件に十分なコントロールがきかないところにある。ガイウス・ブリニウス・セクンドゥスが西暦 8 世紀に「新しい事柄はいつも、アフリカからやってくる」と書き記したのは正しく、これまでの仕事はすべてこの大陸における悲惨な出来事に関連していた。ウガンダと抵抗軍隊貴族という奇妙な名前、スーダンにおけるアラブ系軍人の疑惑の行動、旧ザイール（現コンゴ民主共和国）におけるポスト植民地時代の市民戦争、中央アフリカ共和国（かつての中央アフリカ帝国）における問題など。被告人がわれわれの裁判所に移送されると、勝者は通常降参しようとしないうことから、彼らはある国際的な難局においては敗者のようである。これは解決が見出されなければならない事柄である。

42 字義的な意味での将来は、意外で驚くことばかりになりうるが、この点について 2 つの出来事をここで簡単にお話したい。第一に、数ヶ月前にラテンアメリカで起こった出来事は裁判所の問題を象徴するものであり、それはわれわれの弱さではなく強さを示したものと考えている。ご承知の通り、コロンビアは 1960 年代にさかのぼるほどの長期にわたって FARC（コロンビア革命軍）と呼ばれるマルクス主義の反政府集団の問題を抱えており、コロンビア軍はこの集団の指導者（ポール・レイエス）の陣営をエクアドルとの国境付近の場所まで追いやった。伝えられるところによると、コロンビア軍は陣営にいる大多数の人々を殺傷できるきわめて効果的な空爆を開始した。次に、この攻撃は外交上の衝突を引き起こした。エクアドルは主権侵害を激しく非難し、多くのラテンアメリカ諸国の支持、とくにベネズエラのフーゴ・チャベス大統領の支持を得た。これに続いて米州機構は、コロンビアの行動が隣国の領域主権を侵害していると宣言する決議を採択した。エクアドルとベネズエラは自国軍隊を動員し、国境は封鎖された。

43 われわれがとくに関心をもっているそこでの出来事は、コロンビア大統領アルバロ・ウリベによるベネズエラのフーゴ・チャベス大統領の犯罪に対する ICC への提訴声明である。彼は、チャベス大統領が FARC の活動に支援や資金提供をしていることから、彼をジェノサイドの罪で ICC において取り上げることを望んでいた。コロンビア政府は襲撃の過程で、ベネズエラが FARC に 3 億ドルを与えたことを示すノートパソコン上のファイルを発見した。アフリカ以外からの事件について最終的に、国際社会は南アフリカにおけるジェノサイドの容疑者を法廷に連れていく行動をとらなければならないこと

を ICC の内部において十分に話し合った。さて、数日中にこれは終焉をむかえた。コロンビア大統領とエクアドルがドミニカ共和国における会議で討議し、和解したのである。

44 では、裁判所に提訴されそうになった照会から生じた問題は、コロンビア政府による政治的イニシアティブの奪還の試みにすぎなかったのか。それとも、むしろ照会行為による脅しが、主たる行為者の退却の本当の動機となったのか。実際、エクアドル大統領ラファエル・コレアはさらなる外交的支援獲得のために隣国への個別訪問を開始した。間違いないのは、この出来事が再び、裁判所が大幅に他者、とくに、通常は外交的・政治的考慮の複雑な配列に依存しながら、裁判所に犯罪容疑者を照会することを支持する場合も拒否する場合も、その地域における主たる行為者の決定や支援に依存していることを示している点である。大きな国際的支援もなく、チャベス大統領は近い将来にも ICC には現れそうにもない（それが正当化できる出来事かどうかに関係なく）。このことは裁判所の潜在的な重要性を減殺してしまうようにみえる。

45 そこで、2 つめの出来事である。2003年から2006年までコンゴ民主共和国暫定政府の4人の副大統領の一人であったジャン＝ピエール・ベンバ・ゴンボが、われわれの裁判所が発付した逮捕令状にもとづいて2008年5月24日にブリュッセル近郊で逮捕された。彼は反政府団体から政党へと変わったとされるコンゴ解放運動（MLC）の指導者といわれている。彼は2006年の大統領選挙で2番目の高い得票を獲得し、2007年1月に上院議員に選出された。彼は人道に対する罪と戦争犯罪で告訴された。このまさしく重要な人物は、場合によっては、重大犯罪について裁判にかけられることとなる。彼は2008年7月4日に ICC に出廷した。

46 この事件において、われわれは一時的に無力に見えたが、次第に効果的で重要なものとなった。したがって、そこには予見可能な（いやむしろ予測していなかった）将来が待ち受けているであろう。われわれは、その海岸線にひどく困惑させる配列で項目が置かれたままになりうるような、世界の出来事の潮流に依存している。いつの日か、そのがらくたは無価値なものとなる。そしていつの日か、驚くべき重要なものとなる。裁判所はこのように進化するものである。平穏に流れるのではなく、時々思い出したように。私は確信する。困難な時代はきわめて重要な仕事への参画の時代へと繋がるものであると。私の全体的な主張とは、時が満ちれば重要な事件がわれわれの前に現れるのであるから、裁判所に関係するすべての者がその場しのぎや不公平な現実的妥協、ま

たは正義から離れうるあらゆる事柄を控えるべきだ、ということである。また優れて、裁判官は正しい判断をなすことから決してそらされるべきではない。事件を最後まで通して見るわれわれの要求は、たとえある問題の適切な結論（意味のある情報開示の効果を与えることを確保する検察側の義務の程度など）が困難で、実際に終局的な判断を導くものであっても、公平な行動を邪魔するべきではない。

47 裁判部の裁判官は長い目で見なければならず、われわれの仕事に興味を持っている人々が同じアプローチをとってくれることを願っている。

48 われわれはこの進展をどこへ導いていくべきか。裁判部の裁判官は、コンゴ民主共和国の訴訟の固定部分を提案した。そこには裁判所事務局による過度の移動上の調査があった。裁判部による提案には、被告人がコンゴ民主共和国まで裁判所を同行すること、そして審理のアフリカでの段階は3週間を超えてはならないという要請が含まれていた。われわれはその時間を、自身の見解や関心を概説する本件のこの段階における被告人を代理する弁護士によるあらゆる弁論や被害者やその代理人によるすべての口頭弁論など、検察側の口頭弁論を聴くために利用することを望んだ。われわれは、とくに事件への自己の関与の程度がいくらか明らかになることを考慮すれば、北ヨーロッパではなくコンゴ民主共和国内において被害者が参加できることは、被害者にとって重要な利点があるだろうと予想した。したがって、われわれは、ハーグとは異なり、当事者や関係者がコンゴ民主共和国によって公聴される実質的な利益について事件の証人を要請することを期待した。われわれは予算に熱烈な関心を寄せ、裁判官は費用を低くおさえること（50万ユーロ以下）、同行する人数を最小限におさえること（身の安全についての節約はなされないが）、技術的な支援はぎりぎりの必要最小限におさえること、裁判所とともに移動する人々（これに裁判官も含まれる）はホテルではなくポータルキャビンに居すること、法廷は一時的に間に合わせた倉庫や類似の建物を利用すること、そして、いかなる不必要な出費の要素も認められないことを確保すると決定した。これはフランスの太陽王ルイ14世が、ヴェルサイユ宮殿とフォンテブロー城の間を行き来したときの裁判所よりも小さく、悲しみをまとめて共同体に出て行く巡礼僧より小さい集団であった。もちろん誇張ではあるが、その根底にある問題は深刻である。

49 したがって、裁判所と被告人のための移動上の条件と安全の要請は、憂慮をもって精査・吟味され、われわれはこの計画が逆に時折壊れやすい政治状

況に貢献するかどうかを検討した。

50 しかしながら、この後に、われわれが繊細な政治状況を不安定化させ、暴力と市民の対立の復活に導いてしまうことを考慮し、コンゴ民主共和国政府は国内に裁判所を設置することへの許可を取りさげた。この見解が変わらない限り、裁判が再開されても、われわれはアフリカで裁判をすることができない。もちろん、われわれは政府の見解を尊重するが、この企画が不可能となったことは残念である。

51 最後に、少しの時間を割いて、ICC の裁判官を務めていることと、イギリスの高等裁判所裁判官としての人生の間にある、視覚の相違についてお話ししたい。

52 まずは衣装が全く違う。堅い馬毛のウィッグと毛皮に縁取られた深紅のローブに身を包み、一組の真っ白な手袋を手を持ち、高等裁判所裁判官が死刑判決を言い渡す時に法廷用ウィッグの上にかぶる黒い帽子に慣れ親しんできた。このローブは1635年にさかのぼり、それからほとんど変化していない。400年にわたり流行の変化に抵抗してきたこの衣装を着ることは、幾ばくかの不安を覚える。ICC ではわれわれはモダンな青いローブを着ている。

53 別の実質的な違いは、最初の仕事、すなわち審理の仕事に自分自身で法廷に着席することに慣れていることである。ハーグに着く前、私は控訴裁判所裁判官の職務を解かれた時は、毎年の一部の間に他の裁判官と法廷に座っていただけである。

54 ICC の裁判官の役割についての共働のアプローチ（それは国際法廷の規範であるが）は、やりがいがあり、興味深く、喜ぶべき経験である。自明のことであるが、孤独な司法の塔において別々に個人で作業するのではなく、正しい答えを導き出すための法廷として、3人の裁判官の間で個別にあらゆる議論がなされている。最も奇妙に思われるのは、委員会による判決起案である。裁判官は自分自身のやり方で意見を表明することに慣れており、他者の仕事を改めて起案することや同じ過程の結果を得ることは、関与するすべての人にとって落ち着かないものである。この過程は往々にして、重要な事柄から表面的には重要でない事柄まで、判決の草案のすべてに影響する。被告人が告訴されている犯罪の構成要素に取り組む過程において、たとえば、われわれは検察側が言及する要素が単数か複数かを議論することにも時間を割いている。しかしながら、こういった新しい教訓は、作業が開始されてからきわめて迅速に学ばれたものであり、まるで私はこれを生涯にわたってやっているような感覚さえも

っている。最終的に私がイギリスに帰った時、私の 2 人の司法上の仲間、オデ  
ィオ・ベニート裁判官（コスタリカ出身）とブラットマン裁判官（ボリビア）  
の見解や支援を懐かしむにちがいない。

55 その他の点に関しては、世界中の至る所で司法の職は多くの点で同じで  
あることを学んでいる。われわれは弁護人の仕事に大きく依存しており、良い  
弁護士は、思うに、あらゆる司法分野において同じである。効率性や専門性を  
主張しながらも、きちんと尊重して彼らを取り扱うこと、それにより丁寧さをも  
って取り扱われ、その命令は影響を与えることになる。これは物事が常に正  
確になされることを保障するものではなく、過程を支持する意思の推定を意味  
し、弁護人が最大限に能力を発揮する手助けになると考える。弁護人をのしり  
叫ぶこと（不節制な爆発）は、憤慨やその真実の見解を関係者に伝える機会  
の喪失以外の何ものを生み出すものでもない。決まり文句として、学校の教員  
が言うところの「安定するが公平に」はこの文脈において賞賛に値する者であ  
る。

56 真の意味でのペーパーレスで、電子裁判所は慣れるべき魅力的なもので  
あり（実際、私は実質的な留保なく、今こそ世界各地の裁判所が（設備的にそ  
の余裕があれば）際限のない大量の資料の印刷を止めるべき時期であることを  
支持している）、証拠物件・弁論・書類・判決に迅速にアクセスできることは  
きわめて感動的である。同時に、私はレバーアーチのファイルを行き来するブ  
ロセスを懐かしんでおり（一つのファイルに収められている 5200 ページ内の一  
ページにフラグがたてられ、別のファイルの残り 2 万ページに埋もれている弁  
論と比較することができる）、情報は画面に現れたり消えたりするよりは、望  
んでいる限りの印刷された文字が机の上にあるものを見る方がより真実に近い  
ものと感じることも告白しなければならない。コンピュータのウィンドウを閉  
じた時、資料は突然消えてしまう。まるでもともとそこに存在しなかったかの  
ように。ところが、ペーパーレスの電子裁判所がもつ利益は、電子裁判所訴訟  
の物理的な確実さの欠如をめぐる関心を遙かに超えるものである。そしてこれ  
はわれわれが提案したコンゴ民主共和国への移動の根本的な要素である。われ  
われは裁判所事務官のコンピュータから取り出すことができるために、訴訟資  
料のすべてに即座にアクセスすることができるだろうし、それは次にはハーグ  
にある裁判所の中央電子保管施設に安全なラインを通してリンクされることにな  
ろう。訴訟資料は当事者と関係者に利用可能となり、日々の複写はハーグか  
らコンゴヘイサーを通じて送られ、実際に、関連する問題として、世界が裁

判所のウェブサイトや生中継の施設を通して、われわれの手続きを同時に見ることができるようになろう。

57 私が実務についたころ、コピー機は一枚しか作ることができず、ほとんどの裁判所の資料は旧型のタイプライターによって単純に3通がタイプされていた。30年の間に認識できないほど様子は変化し、われわれはコンピュータに依存する好機を完全に活用すべきであると考えている。

58 これらは新しい裁判所の、興味ぶかくやりがいのある時に座している、一人の裁判官としての個人的な感想である。私が繰り返しておきたいのは、日本がわれわれに加わってくれたことを心から喜んでいることである。これは国際的正義のプロセスにとって大きな重要性をもつ出来事であり、皆さんからも多くのことを学んでいきたい。

(2008年7月26日)